

福岡県公報

令和 5 年 11 月 14 日
第 447 号

目 次

告 示 (第 709 号 - 第 717 号)

| | | |
|---|-----------|----|
| ○道路の区域の変更 | (道路維持課) | 1 |
| ○道路の区域の変更 | (道路維持課) | 1 |
| ○道路の区域の変更 | (道路維持課) | 2 |
| ○道路の供用の開始 | (道路維持課) | 2 |
| ○鳥獣保護区特別保護地区の指定 | (自然環境課) | 2 |
| ○鳥獣保護区の存続期間の更新 | (自然環境課) | 3 |
| ○特定猟具(銃器)使用禁止区域の指定 | (自然環境課) | 6 |
| ○福岡県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例に基づく 区域指定について | (都市計画課) | 7 |
| ○福岡県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例に基づく 区域指定について | (都市計画課) | 7 |
| 公 告 | | |
| ○落札者等の公示 | (教育庁財務課) | 7 |
| ○令和 5 年度福岡県ふぐ処理師試験の実施 | (生活衛生課) | 8 |
| ○国土調査法に基づく地籍調査事業計画の一部変更 | (農山漁村振興課) | 9 |
| ○開発行為に関する工事の完了 | (都市計画課) | 10 |
| ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表 | (廃棄物対策課) | 10 |
| ○大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出 | (中小企業振興課) | 11 |
| ○開発行為に関する工事の完了 | (都市計画課) | 11 |

| | | |
|----------------|---------|----|
| ○開発行為に関する工事の完了 | (都市計画課) | 11 |
| ○開発行為に関する工事の完了 | (都市計画課) | 12 |

告 示

福岡県告示第 709 号

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 11 月 14 日

福岡県知事 服部 誠太郎

| 県土整備事務所名 | 道路の種類 | 路線名 | 変更前後別 | 区 間 | 幅員 (メートル) | 延長 (メートル) |
|----------|-------|-------|-------|--|-------------------|--------------|
| 飯 塚 | 国 道 | 211 号 | 前 | 嘉麻市牛隈 298 番 9 先から 嘉麻市牛隈 523 番 7 先まで | 7.4 ～ 9.9 | 296.0 |
| | | | 後 | 嘉麻市牛隈 298 番 9 先から 嘉麻市牛隈 523 番 7 先まで | 10.0 ～ 12.7 | 296.0 |

福岡県告示第 710 号

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 11 月 14 日

福岡県知事 服部 誠太郎

| 県土整備 事務所名 | 道路の 種 類 | 路 線 名 | 変 更 前後別 | 区 間 | 幅 員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|--------------|------------|-------|------------|--------------------------------|------------------|---------------|
| 福 岡 県 道 | 前 富 原 土 線 | | 前 | 糸島市白糸310番1先から 糸島市白糸218番1先まで | 9.4 ～ 70.0 | 1193.0 |
| | | | 後 | 糸島市白糸310番1先から 糸島市白糸218番1先まで | 9.4 ～ 70.0 | 1193.0 |

福岡県告示第711号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年11月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

| 県土整備 事務所名 | 道路の 種 類 | 路 線 名 | 変 更 前後別 | 区 間 | 幅 員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|--------------|------------|-------|------------|----------------------------------|-------------------|---------------|
| 飯 塚 県 道 | 穂 波 穂 嘉 線 | | 前 | 嘉麻市上臼井323番5先から 嘉麻市上臼井324番7先まで | 8.1 ～ 10.1 | 21.0 |
| | | | 後 | 嘉麻市上臼井323番5先から 嘉麻市上臼井324番7先まで | 11.4 ～ 13.0 | 21.0 |

福岡県告示第712号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和5年11月14日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年11月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

| 県土整備 事務所名 | 路 線 名 | 供 用 開 始 の 区 間 |
|--------------|-----------|------------------------------------|
| 八 女 | 水 田 大 川 線 | 筑後市大字井田690番1先から 筑後市大字井田673番1先まで |

福岡県告示第713号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定に基づき、次のように鳥獣保護区特別保護地区を指定するので、同条第4項において準用する同法第15条第2項の規定により公示する。

令和5年11月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 五ヶ山鳥獣保護区特別保護地区

(1) 区域

那珂川市に所在する国有林福岡森林計画区95林班（林道堀切線から東側の部分を除く。）

(2) 存続期間

令和5年11月15日から

令和15年11月14日まで

(3) 特別保護地区の保護に関する指針

ア 特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 特別保護地区の指定目的

五ヶ山鳥獣保護区は、那珂川市南部と佐賀県との県境に位置し、脊振山系の一部としてその全域が脊振雷山県立自然公園となっている。那珂川を谷底として周囲を山岳に囲まれ、広葉樹等の豊かな植生に恵まれており、野生鳥獣の生息に適し、特に鳥類の種類及び生息数が多い。また、大陸と日本及び日本列島を移動する鳥類の渡りの中継地ともなっている。

特に当該鳥獣保護区の中でも、北部はアカマツ二次林やシイ・カシ二次林などの植生がモザイク状に見られる。これらの植生が小型鳥類のエサ場を提供するため、多くの鳥類が生息、繁殖している。また、サシバ（福岡県準絶滅危惧）、アオバズク（福岡県絶滅危惧Ⅱ類）などの生態系ピラミッドの頂点に位置する猛禽類も生息しており、豊かな生態系が維持されている。

このため、当該区域は、五ヶ山鳥獣保護区内でも特に重要な地域であると認められることから、引き続き特別保護地区に指定し、鳥獣の生息地の保護を図るものである。

ウ 保護管理方針

- (ア) 鳥獣の生息状況調査を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
- (イ) 鳥獣の違法捕獲防止、制札等の維持管理のため、随時巡視を行う。

2 英彦山鳥獣保護区特別保護地区

(1) 区域

田川郡添田町大字英彦山字英彦山1、字樋ノ口5、字智室6の1から6の4まで、7の2、8から10まで、字二ノ御岳26の3、26の5から26の7まで、字鷹巣原32の2、32の4及び字一ノ岳36並びに田川郡添田町に所在する国有林遠賀川森林計画区3068林班及び3070林班の区域一円

(2) 存続期間

令和5年11月15日から
令和15年11月14日まで

(3) 特別保護地区の保護に関する指針

ア 特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 特別保護地区の指定目的

英彦山鳥獣保護区は、福岡県の東部にあって、大分県との県境の山域に位置し、東部及び南部を山岳が連なり、浸食された集塊岩質安山岩による複雑な地形のため、様々な植生が見られる。山麓部には、シイ・カシ等の照葉樹を主とする自然林が広がり、一部にはヤマザクラ・コナラ等の夏緑樹も見られるのに対し、標高800m以上の地域は、主としてブナ・ミズナラ等の夏緑樹林となっており、一

部にはモミ・ツガ等の針葉樹林も見られる。また、英彦山、障子ヶ岳の岩上にはヒノキ自然林が点在している。このような自然性の高い様々な植生がモザイク状に分布しているため、クマタカ（福岡県絶滅危惧ⅠB類）、コノハズク（福岡県絶滅危惧ⅠA類）、ブッポウソウ（福岡県絶滅危惧ⅠA類）をはじめ、多様な鳥獣が生息している。

特に当該鳥獣保護区の中でも、英彦山には、ブナやシオジの原生林が残されており、多種多様な鳥獣の良好な生息地として、重要な区域となっている。また、標高1,199mの英彦山は、大陸と日本又は日本列島を移動する鳥類の渡りの中継地ともなっている。さらに、福岡県レッドデータブック2011では、コノハズク及びコマドリ（福岡県絶滅危惧ⅠA類）については、英彦山が県内唯一の繁殖地とされている。

このため、当該区域は、英彦山鳥獣保護区内でも特に重要な地域であると認められることから、引き続き特別保護地区に指定し、鳥獣の生息地の保護を図るものである。

ウ 保護管理方針

- (ア) 鳥獣の生息状況調査を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
- (イ) 鳥獣の違法捕獲防止、制札等の維持管理のため、随時巡視を行う。
- (ウ) 全域が耶馬日田英彦山国定公園に指定されていることから、関係機関とも連携を図りながら、適正な保全を図るものとする。

福岡県告示第714号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項の規定に基づき、次のように鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において準用する同法第15条第2項の規定により公示する。

令和5年11月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 五ヶ山鳥獣保護区

(1) 区域

那珂川市及び福岡市早良区のうち、九千部山頂を起点とし、同地点から福岡県と

佐賀県との境界線を南へ進み石谷山を経て西へ進み坂本峠から北へ進み那珂川市、佐賀県及び早良区との境界線交点に至り、同地点から那珂川市と早良区との境界線を北へ進み脊振ダムの放水路に接続し、同放水路を上り余水吐橋に至り、同所から脊振ダムの堤体を西へ進み福岡市水道局管理道路に接続し、同管理道路を北へ進み山神社前で県道入部中原停車場線に接続し、同管理道路を更に東へ進み那珂川市と早良区との境界線に接続し、同境界線を東へ進み国有林福岡森林計画区95林班の西端に接続し、同所から同林班と同国有林97林班との境界を東へ進み林道堀切線に接続し、同林道を南へ進み国道385号に接続し、同国道を南へ進み新耶馬溪橋の那珂川市側端に至り、同所から同国有林101林班と同国有林102林班との境界を南へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

令和5年11月15日から

令和15年11月14日まで

(3) 保護に関する指針

ア 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 指定目的

五ヶ山鳥獣保護区は、那珂川市南部と佐賀県との県境に位置し、脊振山系の一部としてその全域が脊振雷山県立自然公園となっている。那珂川を谷底として周囲を山岳に囲まれ、里山に代表的なアカマツ二次林やアカガシなどの広葉樹の二次林が残存する豊かな植生に恵まれており、野生鳥獣の生息に適し、特に鳥類の種類及び生息数が多い。

このような自然環境を反映して、夏季には、アカショウビン、オオルリなどの小型の鳥類やサシバやアオバズクなどの猛禽類の営巣地となり、冬季には、オシドリ、マガモ、ハイタカなどの越冬地となっているほか、ミサゴ、イカルチドリ、ヤマセミ、メジロ、ウグイスといった留鳥の生息地となっている。また、アカギツネ、ニホンノウサギ、カヤネズミなどの哺乳類も生息しており、多様な鳥獣が生息している。

このため、県指定鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図る

ものである。

ウ 保護管理方針

(ア) 鳥獣の生息状況調査を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。

(イ) 鳥獣の違法捕獲防止、制札等の維持管理のため、随時巡視を行う。

2 英彦山鳥獣保護区

(1) 区域

田川郡添田町のうち、国道500号と県道彦山停車場線との交点（英彦山橋）を起点とし、同県道を北東へ進み町道二又北坂本線との交点に至り、同町道を東方へ進み県道英彦山香春線に接続し、同県道を北東へ進み国有林遠賀川計画区3074林班西端に接続し、同林班の西側を北方へ進み更に同林班の東側を南東へ進み国道500号に接続し、同国道を東へ進み国有林3071林班の西端に接続し、同林班を北方へ進み更に同林班の北側を東へ進み国有林3073林班に接続し、国有林と民有林の境界を北方へ進み更に同境界を北東へ進み添田町と京都郡みやこ町の境界線に接続し、同境界線を南東へ進み添田町とみやこ町及び大分県中津市との境界線分岐点に至り、添田町と中津市との境界線を南西へ進み国有林3069林班の北端に至り、同林班と国有林3071林班の境界を南西へ進み国有林3070林班の東南端に接続し、同所から稜線を南西へ進み国有林3069林班の北西端に接続し、同林班と国有林3068林班の境界を南方へ進み国有林3067林班と国有林3068林班及び国有林3069林班との交点に接続し、国有林3067林班と国有林3069林班の境界を東方へ進み国有林3067林班の北東端に接続し、同地点から福岡県と大分県との境界線を南西へ進み岳減鬼山を経て添田町と朝倉郡東峰村及び大分県日田市との境界線分岐点に至り、添田町と東峰村との境界線を西方へ進み釈迦岳を経て砥石峠（主要地方道八女香春線砥石トンネル）に接続し、同地点から主要地方道八女香春線を北方へ進み国道500号に接続し、同国道を北方へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

令和5年11月15日から

令和15年11月14日まで

(3) 保護に関する指針

ア 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 指定目的

当該区域は、福岡県の東部にあって、大分県との県境の山域に位置し、東部及び南部を山岳が連なり、浸食された集塊岩質安山岩による複雑な地形のため、様々な植生が見られる。山麓部には、シイ・カシ等の照葉樹を主とする自然林が広がり、一部にはヤマザクラ・コナラ等の夏緑樹も見られるのに対し、標高800m以上の地域は、主としてブナ・ミズナラ等の夏緑樹林となっており、一部にはモミ・ツガ等の針葉樹林も見られる。また、英彦山、障子ヶ岳の岩上にはヒノキ自然林が点在している。このような自然性の高い様々な植生がモザイク状に分布しているため、クマタカ（福岡県絶滅危惧ⅠB類）、コノハズク（福岡県絶滅危惧ⅠA類）、ブッポウソウ（福岡県絶滅危惧ⅠA類）をはじめ、多様な鳥獣が生息している。

このため、県指定鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

ウ 保護管理方針

- (ア) 鳥獣の生息状況調査を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
- (イ) 鳥獣の違法捕獲防止、制札等の維持管理のため、随時巡視を行う。
- (ウ) イノシシ、シカ等一部の鳥獣による農林産物被害に対しては、関係機関と連携を図り、有害鳥獣捕獲等の被害防止対策に努める。
- (エ) 当該区域は、大部分が耶馬日田英彦山国定公園に指定されていることから、関係機関とも連携を図りながら、適正な保全を図るものとする。

3 足立山鳥獣保護区

(1) 区域

北九州市のうち、国道3号と門司区と小倉北区との境界線の交点を起点とし、同境界線を南方へ進み門司区と小倉北区と小倉南区との境界線分岐点に至り、門司区と小倉南区との境界線を東方へ進み主要地方道門司行橋線に接続し、同主要地方道を南西へ進み同主要地方道の分岐点に至り、同主要地方道の南側線を南へ進み同主要地方道の合流点に至り、同主要地方道を南西へ進み市道葛原東44号線に接続し、同市道を北西へ進み市道湯川飛行場線に接続し、同市道を西方へ進み国道10号に接

続し、同国道を西方へ進み県道湯川赤坂線に接続し、同県道を北方へ進み国道3号に接続し、同国道を東方へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

令和5年11月15日から
令和15年11月14日まで

(3) 保護に関する指針

ア 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 指定目的

当該区域は、足立山、妙見山、小文字山とそれら山麓に足立山森林公園を有する。足立山周辺は自然に近い二次林が多く、ハヤブサなど森林性の鳥獣が生息するほか、渡り鳥の通過地となっている。また、足立山森林公園は桜や紅葉の名所として知られ、遊歩道をはじめ、展望台などがあり、森林浴やハイキングコースとしてよく利用されている。

このため、県指定鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

ウ 保護管理方針

イノシシ等一部の鳥獣による農林産物被害に対しては、必要により鳥獣の捕獲を認める等関係機関と連携を図りながら被害防止に努める。

4 夜須高原鳥獣保護区

(1) 区域

朝倉郡筑前町のうち、県道三箇山山隈線と県道白川桑曲線との交点を起点とし、県道白川桑曲線を南東へ進み同町と朝倉市との境界線（白坂峠）に接続し、同境界線を約1,600メートル南へ進み標高502メートルの山頂に至り、同山頂から稜線を西へ進み通称鈴野峠（標高507メートル）を経て、さらに稜線を200メートル西へ進み農道に接続し、同農道を北西へ進み町道三箇山開発線に接続し、同町道を西へ進み県道三箇山山隈線に接続し、同県道を北へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

令和5年11月15日から

令和15年11月14日まで

(3) 保護に関する指針

ア 指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

イ 指定目的

当該地域は、筑前町の北部に位置する標高400メートルの高地で、スギ、ヒノキの人工林のほか、広範囲の原野及び天然林の広葉樹が広がっており、鳥獣の生息に適している。また、区域内には、国立夜須高原少年自然の家、県立夜須高原記念の森があり、小中学生をはじめとして多くの県民が自然に親しみ、憩いの場としてこれらの施設を利用している。

このため、自然とのふれあいの場として重要な地域であることから、県指定鳥獣保護区に指定し、野生鳥獣の保護を図るものである。

ウ 保護管理方針

(ア) 鳥獣の生息に影響のない範囲内で、自然観察、環境学習等の場として活用を図る。

(イ) イノシシ・ニホンジカ等一部の鳥獣による農林産物被害に対しては、必要により鳥獣の捕獲を認める等関係機関と連携を図りながら被害防止に努める。

福岡県告示第715号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、次のように特定猟具（銃器）使用禁止区域を指定するので、同条第12項において準用する同法第34条第3項の規定により公示する。

令和5年11月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 立花山特定猟具（銃器）使用禁止区域

(1) 区域

糟屋郡新宮町のうち、新宮町原上の国道3号（須川交差点）と県道山田新宮線の交差点を起点とし、同県道を南東へ進み新宮町と糟屋郡久山町との境界線に接続し、同境界線を西へ進み国有林福岡森林計画区51林班に接続し、同国有林を北へ進み

新宮町と福岡市との境界線に接続し、同境界線を西へ進み国道3号に接続し、同国道を北東へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

令和5年11月15日から

令和15年11月14日まで

2 久末ダム特定猟具（銃器）使用禁止区域

(1) 区域

福津市のうち、国道3号上西郷インターチェンジを起点とし、同国道を北東へ進み県道畦町村山田線（八並交差点）に接続し、同県道を南へ進み県道町川原赤間線に接続し、同県道を南西へ進み市道内殿48号線に接続し、同市道を北西へ進み主要地方道飯塚福岡線に接続し、同主要地方道を西へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

令和5年11月15日から

令和15年11月14日まで

3 行橋・勝山特定猟具（銃器）使用禁止区域

(1) 区域

行橋市及び京都郡みやこ町のうち、国道201号と県道天生田吉国線との交点を起点とし、同県道を南へ進み長峽川の左岸（宮下橋）に接続し、同川の左岸を南へ進み県道長尾稗田平島線（銀杏ノ木橋）に接続し、同県道を西へ進み町道谷ノ後・深沼線に接続し、同町道を北へ進み市道サヤケ迫インジ原線に接続し、同市道を北へ進み国道201号に接続し、同国道を北東へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

令和5年11月15日から

令和15年11月14日まで

4 久留米東部特定猟具（銃器）使用禁止区域

(1) 区域

久留米市のうち、国道210号と旧久留米市と旧浮羽郡田主丸町の境界線との交点を起点とし、同境界線を南へ進み主要地方道浮羽草野久留米線に接続し、同主要地

方道を西へ進み市道豊田F1号線に接続し、同市道を北へ進み国道210号に接続し、同国道を東へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

令和5年11月15日から

令和15年11月14日まで

福岡県告示第716号

福岡県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成16年福岡県条例第21号）第6条第1項第1号の規定により、同号の表イの項に掲げる基準の全てを満たす土地の区域を指定したので、同条第4項において準用する第4条第4項の規定により次のとおり告示する。

なお、指定した区域の位置及び範囲を示す図面は、福岡県建築都市部都市計画課及び小郡市都市建設部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和5年11月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 指定した土地の区域の名称
小郡市井上・上岩田地区
- 2 指定した土地の区域
小郡市井上、上岩田及び松崎の各一部

福岡県告示第717号

福岡県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成16年福岡県条例第21号）第4条第1項の規定により、都市計画法（昭和43年法律第100号）第34条第11号に規定する条例で指定する土地の区域を指定したので、同条例第4条第4項の規定により次のとおり告示する。

なお、指定した区域の位置及び範囲を示す図面は、福岡県建築都市部都市計画課及び小郡市都市建設部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和5年11月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 指定した土地の区域の名称

小郡市大原地区

2 指定した土地の区域

小郡市小郡及び三沢の各一部

公 告

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和5年11月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
実習船「海友丸」第2種中間検査受検及び修繕工事
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県立水産高等学校 共同運航事務局
 - (2) 所在地
福津市津屋崎四丁目46番14号
- 3 落札者を決定した日
令和5年10月18日
- 4 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏名
サンセイ株式会社下関工場 工場長 原田 裕之
 - (2) 住所
山口県下関市彦島本村町三丁目5番1号
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
72,600,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日

令和5年9月1日

公告

令和5年度福岡県ふぐ処理師試験を次のように実施する。

令和5年11月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 受験資格

学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者

2 試験

(1) 方法

試験は、学科試験及び実技試験とし、試験科目は、次のとおりとする。

ア 水産食品の衛生に関する知識

イ ふぐに関する一般知識

ウ ふぐの処理に関する実技

(2) 日時及び場所

| 日 | 時 | 科目 | 場所 |
|--------------------|----------------------|-----------------------------|--------------------------------|
| 令和6年2月22日 (木曜日) | 午前9時00分～ 午前9時30分 | 受付 | 福岡市中央区平尾二丁目1番21号 中村調理製菓専門学校 |
| | 午前9時30分～ 午前9時40分 | 受験上の注意事項等説明 | |
| | 午前9時40分～ 午前10時40分 | 水産食品の衛生に関する知識 ふぐに関する一般知識 | |
| | 午前11時10分～ 午後5時00分 | ふぐの処理に関する実技 | |

3 受験手続及び受付期間

(1) 申請方法

ア ふぐ処理師免許申請書1部に、次に掲げる書類及び写真（申請前6月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルのもので裏面に氏名を記載したもの）並びに免許申請手数料17,000円を添えて、住所地又は就業地を管轄する保健福祉環境事務所又は保健福祉事務所保健衛生課（ただし、北九州市のうち小倉北区については北九州市保健所東部生活衛生課、八幡西

区については同保健所西部生活衛生課、小倉北区及び八幡西区以外の区については各区保健福祉課、福岡市については各区保健福祉センター（各区保健所）衛生課、久留米市については同市保健所衛生対策課。以下「保健所等」という。）へ、住所地及び就業地がともに県外である者は、福岡県保健医療介護部生活衛生課（郵便番号812-8577福岡市博多区東公園7番7号。以下「生活衛生課」という。）へ提出すること。

(ア) 住民票の写し（申請前6月以内、本籍地の都道府県名又は住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等記載のもので、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第7条第1項又は第2項の規定により指定された個人番号が記載されていないもの）ただし、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3各号のいずれかに該当する者は、旅券その他の身分を証する書類の写し

また、改姓等により卒業証明書等と姓名が異なる場合は、戸籍抄本又は戸籍謄本

(イ) 卒業証書の写し又は卒業証明書

(ウ) 視覚若しくは精神の機能の障がいによりふぐ処理師の業務を適正に行うに当たって必要な認知及び判断を適切に行うことができない者又は麻薬、あへん、大麻若しくは覚醒剤の中毒者のいずれにも該当しないことを証する医師の診断書（申請前1月以内のもの）

イ ふぐ処理師免許申請の用紙は、保健所等及び生活衛生課で交付する。郵便によって申請書の用紙を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記し、140円切手を貼った返信用封筒（A4サイズの内紙が折れずに入る大きさのもの）を必ず同封の上、生活衛生課へ請求すること。

ウ 免許申請手数料17,000円は、福岡県領収証紙により納入すること。免許申請手数料は、申請受付後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも返還しない。

エ 郵便によって申請する場合は、必ず書留郵便にすること。

(2) 受付期間

ア 申請の受付期間は、令和5年12月8日（金曜日）から令和5年12月22日（金曜日）までとする。

イ 郵便による申請は、令和5年12月22日（金曜日）までの消印のあるもの限り受け付ける。

4 合格者の発表及びふぐ処理師免許証の交付

(1) 合格者の受験番号は、令和6年3月15日（金曜日）午前9時00分に発表する。発表は、各保健所等及び生活衛生課に掲示し、福岡県公報に登載し、及び福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載して行うほか、合格者に通知して行う。

(2) 試験に合格した者に対しては、ふぐ処理師免許証を交付する。

5 その他

受験手続その他の問合せは、最寄りの保健所等又は生活衛生課に対して行うこと。

公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定に基づき、令和5年度における地籍調査事業計画の一部を次のとおり変更したので、同条第5項の規定により公示する。

令和5年11月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

変更前

| 調査を行う者の名称 | 調査地域 | 調査期間 |
|-----------|--|-----------------------|
| 北九州市 | 小倉南区 中吉田二丁目・三丁目・四丁目・五丁目、大字吉田、葛原一丁目、湯川三丁目・四丁目・五丁目、安部山、大字湯川、下吉田三丁目・四丁目の各一部 八幡西区 本城一丁目・二丁目・三丁目、本城東二丁目、力丸町、大字本城の各一部 | 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで |
| 福岡市 | 西区 愛宕三丁目・四丁目の各一部 | 〃 |

| | | |
|--------|---|---|
| 大牟田市 | 四山町の一部、高砂町、入船町、三川町二丁目・三丁目・四丁目・五丁目、浪花町、早米来町一丁目・二丁目 | 〃 |
| 直方市 | 大字植木、大字下新入の各一部 | 〃 |
| 田川市 | 大字位登、大字夏吉の各一部 | 〃 |
| 柳川市 | 豊原、塩塚、六合 | 〃 |
| 大川市 | 酒見、大野島、幡保、郷原、北古賀の各一部、榎津、上巻 | 〃 |
| 行橋市 | 行事六丁目・七丁目の各一部 | 〃 |
| 小郡市 | 三沢の一部 | 〃 |
| 春日市 | 小倉、若葉台西、若葉台東、原町、春日の各一部、伯玄町 | 〃 |
| 古賀市 | 小山田の一部 | 〃 |
| みやま市 | 高田町竹飯の一部 | 〃 |
| 糟屋郡新宮町 | 原上、三代、緑ヶ浜の各一部 | 〃 |
| 田川郡香春町 | 大字中津原の一部 | 〃 |
| 田川郡添田町 | 大字野田の一部 | 〃 |
| 田川郡大任町 | 今任原の一部 | 〃 |
| 田川郡赤村 | 大字赤の一部 | 〃 |

変更後

| 調査を行う者の名称 | 調査地域 | 調査期間 |
|-----------|--|-----------------------|
| 北九州市 | 小倉南区 中吉田二丁目・三丁目・四丁目・五丁目、大字吉田、葛原一丁目、湯川三丁目・四丁目・五丁目、安部山、大字湯川、下吉田三丁目・四丁目の各一部 八幡西区 本城一丁目・二丁目・三丁目、本城東二丁目、力丸町、大字本城の各一部 | 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで |
| 福岡市 | 西区 愛宕三丁目・四丁目の各一部 | 〃 |

| | | |
|--------|---|---|
| 大牟田市 | 四山町の一部、高砂町、入船町、三川町二丁目・三丁目・四丁目・五丁目、浪花町、早米来町一丁目・二丁目、藤田町 | 〃 |
| 直方市 | 大字植木、大字下新入の各一部 | 〃 |
| 田川市 | 大字位登、大字夏吉の各一部 | 〃 |
| 柳川市 | 豊原、塩塚、六合 | 〃 |
| 大川市 | 酒見、大野島、幡保、郷原、北古賀の各一部、榎津、上巻 | 〃 |
| 行橋市 | 行事六丁目・七丁目の各一部 | 〃 |
| 小郡市 | 三沢の一部 | 〃 |
| 春日市 | 小倉、若葉台西、若葉台東、原町、春日の各一部、伯玄町 | 〃 |
| 古賀市 | 小山田の一部 | 〃 |
| みやま市 | 高田町竹飯の一部 | 〃 |
| 糟屋郡新宮町 | 原上、三代、緑ヶ浜の各一部 | 〃 |
| 田川郡香春町 | 大字中津原の一部 | 〃 |
| 田川郡添田町 | 大字野田の一部 | 〃 |
| 田川郡大任町 | 今任原の一部 | 〃 |
| 田川郡赤村 | 大字赤の一部 | 〃 |

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和 5 年 11 月 14 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
（第二工区）糸島市志摩芥屋字松原121番1 から121番13まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市中央区春吉二丁目16番23号

株式会社O2 製作所

代表取締役 於保 達也

福岡市早良区西新六丁目10番10号

株式会社荻田商業建築デザイン事務所

代表取締役 荻田 英二

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第19条第2項の規定により次のとおり公表する。

令和 5 年 11 月 14 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 処分を受けた事業者

(1) 名称

株式会社虎開発

(2) 所在地

北九州市八幡西区木屋瀬二丁目 3 番12号

(3) 代表者

代表取締役 乙津 義昭

2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 処分の年月日

令和 5 年 10 月 27 日

4 処分の理由

株式会社虎開発は、令和 5 年 10 月 13 日午前11時、福岡地方裁判所小倉支部から破産手続開始の決定を受けたため、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ロに該当する者に該当するに至った。このことは、法第14条の3の2第1項第4号に該当する。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年11月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和5年10月27日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

| 変更前 | 変更後 |
|--|---|
| ホームプラザナフコ瀬高店・ソフトバンクみやま みやま市瀬高町下庄字東欠橋723番1外26筆 | ホームプラザナフコ瀬高店・ソフトバンクみやま・産直市場よってって瀬高店 みやま市瀬高町下庄字東欠橋723番1外26筆 |

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 変更前 | 変更後 |
|---|---|
| 株式会社ナフコ 代表取締役 深町 勝義 北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号 外1者 | 株式会社ナフコ 代表取締役 石田 卓巳 北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号 外2者 |

4 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 変更前 | 変更後 |
|-----|-----|
|-----|-----|

株式会社ナフコ
代表取締役 深町 勝義
北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号
外1者

株式会社ナフコ
代表取締役 石田 卓巳
北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号
外2者

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年11月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

小郡市大板井字貝頭1512番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

小郡市大板井1513番地1

有限会社小郡ホンダモーター

代表取締役 楠 禎常

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年11月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

小郡市大板井字貝頭1493番3、1493番4の一部、1493番5、1494番2から1494番4まで、1495番2、1496番、1497番、1498番1、1499番3、1499番5、1509番2、1511番1、1511番2、1512番3、1512番4の一部及び1512番5から1512番7まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

小郡市大板井520番地4

株式会社まごころ社

代表取締役 豊田 哲人

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年11月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
大野城市白木原二丁目343番1、343番8及び343番9
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市博多区博多駅前三丁目5番7号
西日本鉄道株式会社
代表取締役 林田 浩一

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年11月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市津古字西宮原1007番1及び1007番4
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
小郡市津古1003番地
社会福祉法人みくに福祉会
理事長 松永 敏彦

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年11月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
（第3工区）小郡市津古字空前1256番46及び1256番47並びに筑紫野市光が丘四丁目12番17及び12番18
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
久留米市北野町中2338番地3
株式会社嘉賀工務店
代表取締役 嘉賀 孝二郎

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年11月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
（第一工区）田川郡香春町大字採銅所字松崎4053番1から4053番4まで及び4058番1並びにこれら区域内の道路である県有地の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市博多区東公園7番7号
福岡県知事
服部 誠太郎

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年11月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
古賀市青柳町字原925番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

古賀市川原1299番地1

吉本 義経